

2021年10月4日

各位

会社名 株式会社東京機械製作所  
代表者名 代表取締役社長 都並 清史  
問合せ先 総務部長 中野 実  
(TEL : 03-3451-8591)

9月10日付で当社よりアジアインベストメントファンドらに送付した  
質問状（必要情報リスト）に対する回答受信および  
当社に対するアジアインベストメントファンドらからの質問状受信に関するお知らせ

当社は、2021年8月6日の当社取締役会において導入を決定した当社株式の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）に基づき、同年9月10日にアジアインベストメントファンド株式会社（以下「AIF」といいます。）及びアジア開発キャピタル株式会社（以下「アジア開発キャピタル」といい、AIFと併せて以下「AIFら」といいます。）に対して質問状（以下「9月10日付け当社質問状」といいます。）を送付し、さらに、同年9月27日にも追加質問状（以下「9月27日付け当社質問状」といいます。）を送付しました。これらに対して、AIFらより、10月1日付けで、9月10日付当社質問状に対する回答書（以下「10月1日付けAIFら回答書」又は「本回答書」といいます。）をFAXにて受信致しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

もっとも、本回答書では、極めて容易に回答できるはずの、当社株主名簿においてアジア開発キャピタルの名前が見当たらず、その保有株式数（31,900株）に対応する株主の名義として、2021年3月期に係る同社の有価証券報告書において同社の筆頭株主として記載されている「SCBHK AC SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-CLIENT AC」の名義しか見当たらないことに関する具体的説明、及び、2020年11月以降、4回に亘って同社の主要株主が変動していることが、関係する主要株主（サンフンカイ・ストラテジック・キャピタル）の変更報告書等から明らかであるにも拘らず、同社が主要株主の異動に係る臨時報告書を未だに提出していない理由等を質問した、9月27日付け当社質問状に対する回答は、遺憾ながら一切なされておられません。

他方、AIFらからは、同じく10月1日付けで、当社に対しての質問状（以下「10月1日付けAIFら質問状」又は「本質問状」といいます。）をFAXにて受信しております。そもそもAIFらは、公開買付届出書等を提出するなどして十分な情報開示を行うこともなく、市場内買い上がりを通じて大規模買付行為等を行おうとする者として、当社株主に対して十分な情報提供を行うべき立場にあるところ、これまでその説明責任を全く果たすことなく、「建設的な対話」という言葉をマジック・ワードとして用いて（ちなみに、AIFらは、スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家ではありません。）、自らが質問状

を発信し、一方的に当社株式の市場内での追加取得を継続してきております。しかも、後述するとおり、本回答書においても、当社株式を最大でどの程度の数量取得する予定であるかという、当社の一般株主にとって最も重要な質問に対しても、依然として回答を拒否しています。

当社と致しましては、AIF らのかかる行動に強い疑念を持たざるを得ませんが、9月29日に適時開示にてお知らせ申し上げましたとおり、当社臨時株主総会（株主意思確認総会）を10月22日に開催することにさせて頂いていることにも鑑み、当社株主の皆様のご関心にお応えする観点から、10月1日付けAIFら質問状について、詳細は改めてご回答させていただきますが、取り急ぎ、これまで当社が既に説明しているにも拘らず、質問状の中に、同様の質問を繰り返し、当社の信用を毀損し、当社株主及び投資家をミスリードするような内容がございますので、かかる点につき一部先行してご回答させていただきます。

## 記

### 1. 「10月1日付けAIFら回答書」に対する当社の意見

AIFらは、同社が9月13日に開示した「株式会社東京機械製作所の当社らに対する2021年9月10日付け質問状（必要情報リスト）に対する当社の対応方針」において、9月10日付け当社質問状の取扱いについて、当社が2021年10月下旬に開催を予定している臨時株主総会（株主意思確認総会）に向けて、「東京機械製作所の株主の皆様のご御判断に資するような、有益な情報を提供してまいりたいと考えております。」と一見情報開示に積極的であるかのように装う言辞を弄しています。

しかし、今回当社が受信した10月1日付けAIFら回答書は、全体的に、AIFらにとって不都合な質問に対しては、「過去の経営陣の判断によるもの」等として正面から回答しようとしないうなど、9月10日付け当社質問状への回答として全く十分ではなく、当社株主の皆様がAIFらによる大規模買付行為等を是認するか否かの判断を行うにあたっての必要かつ十分な情報は全く不足しています。とりわけ、当社株主の最大関心事である、AIFらが当社の「支配権を取得」した後にどのような経営方針で当社の企業価値を高めるかについて、何ら具体的な回答はなされておらず<sup>1</sup>、それどころか「貴社の事業内容についての高度かつ十分な知見までは有しておりません」と居直りとも思える回答を行っているなど、AIFらの大規模買付行為等が当社の企業価値・株主の皆様共同の利益を毀損する恐れは一層強まったと評価せざるを得ません。

加えて、AIFらは、「貴社グループによる当社株式の買い集めを、更に進める意向があるのであれば、その買付け手法、及び目指す最大の買付け比率についてご回答ください」という、一般株主にとって極めて重要な、AIFらによる当社株式の取得の目標上限やその買付けの手法といった極めて基礎的な質問<sup>2</sup>に対し

<sup>1</sup> かかる質問によって情報提供が求められている事項は、TOBによって対象会社の株式を取得する場合には、公開買付届出書において、「支配権取得又は経営参加を目的とする場合には、支配権取得又は経営参加の方法及び支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画について具体的に記載すること」が必要とされていることから明らかなとおり（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（以下「他社株公開買付け府令」といいます。）第2号様式記載上の注意(5)a)、大規模買付行為等がなされる場合において、対象会社の一般株主にとって特に重要な情報であることはいままでもありません。

<sup>2</sup> かかる質問によって情報提供が求められている事項は、TOBによって対象会社の株式を取得する場合には、公開買付届出書において、「買付け等の後、当該株券等の発行者の株券等を更に取得する予定の有無、その理由及びその内容を

てすら、「現時点で不確定なことを回答すると市場に誤解が生じてしまう可能性がある」として一切の開示を拒否しており（10月1日付けAIFら回答書19頁）、それによって、当社の一般株主の皆様への強圧性をより一層強めています。このように、AIFらは、当社の株主が、本件の大規模買付行為等の是非を判断するに当たって極めて重要な情報であって、容易に回答することが可能な質問についてすら、一切の回答を拒否しており、その回答姿勢は、上記の「株主の皆様への御判断に資するような、有益な情報を提供してまいりたい」というものとはかけ離れた、当社の一般株主の皆様にとって、不誠実極まりないものです。

また、AIFらは、当社がアジア開発キャピタルの大株主であったサンフンカイグループ（2020年12月時点で最大56.11%を保有する大株主）の影響について尋ねた質問に関連して、「特定の株主にその経営に対し影響されることはない」、「当社らの最高意思決定機関は当社らの取締役会」と述べるなど、サンフンカイグループの影響について何ら説明しないばかりか、株式会社の統治構造の根幹にある株主総会の機能を事実上否定するような不可解な回答を行っております。このような上場会社としての見識を疑わざるを得ないような回答書を、社外取締役を含むアジア開発キャピタルの取締役会の同意に基づいて発出しているのか、甚だ疑問を持たざるを得ませんが、それは措くとしても、AIFらの回答は、当社株主の皆様が必要としている大規模買付者の属性情報として全く不十分であることは明らかです

これらの回答に象徴されるとおり、10月1日付けAIFら回答書には、不合理な回答拒否、著しい情報不足、問題のすり替え、事実関係の信憑性に疑義を持たざるを得ない回答が含まれており、当社株主の皆様への判断にあたっての情報は依然として全く不足しています。当社としましては、10月22日に開催を予定している当社臨時株主総会（株主意思確認総会）に向けて、株主の皆様に必要な情報に基づく適切なお判断の機会を確保する観点から、AIFら及びアジア開発キャピタルの社外取締役の方々に対して、数日以内に追加の質問状を送付する予定です。また、前述のとおり、9月27日付け当社質問状に対しては、未だAIFらから回答が全くなされていない状況ですので、当社としてAIFらに対して早急に回答を行うよう要請を行って参ります。

## 2. 「10月1日付けAIFら質問状」に対する当社の見解

前記のとおり、AIFらは、10月1日付けAIFら質問状において、これまで当社が既に説明しているにも拘らず、同様の質問を繰り返し、また、質問状の中に、当社の信用を毀損し、当社株主及び投資家をミスリードするような内容がございます。まずは、取り急ぎ、2021年8月30日に当社が行った固定資産の譲渡および希望退職者募集が、AIFらを標的とした買収防衛策として行われたものではないかという質問に対して、以下のとおり、先行してご回答させていただきますが、詳細は改めてご回答させていただきます。

上記の質問に関しては、2021年9月3日付けの当社適時開示「アジア開発キャピタル株式会社が公表した2021年9月2日付け「株式会社東京機械製作所の2021年8月30日付け固定資産譲渡及び特別退職金

---

具体的に記載すること」が必要とされていることから明らかなどおり（他社株公開買付け府令第2号様式記載上の注意(5)c)、大規模買付行為等がなされる場合において、対象会社の一般株主にとって特に重要な情報であることはいうまでもありません。

支出に係る適時開示に対する当社の見解」に対する当社の見解（反論）について」（以下「当社9月3日付けプレスリリース」といいます。）でも既に詳細にご説明申し上げたとおり、AIFらの見解及び主張は、全くの事実誤認に基づく言いがかりとしかいいようのないものであり、株主の皆様を始めとする当社のステークホルダーの皆様に着しく誤解を与える内容です。

当社が2021年8月30日に公表致しました本固定資産譲渡については、新聞印刷市場が縮小する中における経営合理化施策の一環として決定されたものであり、AIFらによる当社株式の買増しや、当社が同年8月6日に公表した本対応方針の導入及び同月30日に公表した本対応方針に基づく新株予約権の無償割当て（以下「本件無償割当て」といいます。）等とは全く関係のないものです。実際に、本固定資産譲渡については、AIFらが当社株式の買増しを開始した同年6月よりも前から検討及び準備を始めております。当社は、例えば、2013年4月26日にも、保有資産の有効活用及び財務体質の改善による財務基盤の強化を図るため、本固定資産譲渡よりも大規模な保有資産の処分（約178億円の不動産の売却）を行っておりますが、本固定資産譲渡もこれと同様に、経営合理化施策の一環として行うものです。また、本固定資産譲渡に係る当社の8月30日付けプレスリリースからも明らかなおお、本固定資産譲渡の対象は、「焦土作戦」において売却・処分の対象となるような当社の工場（ないしはそれが所在する土地）や機械設備といった優良資産や高収益資産などでは全くなく、店舗、倉庫、診療所などが入居している区分所有建物の一部や駐車場といった、当社のコア事業とは離れたノン・コアの不動産に過ぎないことは明らかであって、AIFらが、これをもって「焦土作戦」ではないか等と繰り返し主張していることは、的外れの域を超えて、もはや悪質な情報操作であるとすらいわざるを得ません。ちなみに、AIFらが邪推しているのとは全く異なり、本固定資産譲渡の対象や譲渡先は、現在当社の経営にはタッチしていない過去の経営者（当社注：AIFらは、10月1日付けAIFら質問状において、「貴社創業家で貴社株主」と記載しておりますが、AIFらが指していると思われる「貴社創業家で貴社株主」は実際には当社の創業家ではなく、過去の経営者に過ぎません。）とは何の関係もありません。なお、AIFらは、本固定資産譲渡が本件無償割当てと同日（8月30日）に決定・公表された点をしきりと問題にしていますが、8月30日は当社の8月における定例取締役会の日であって、本固定資産譲渡の決定が、本件無償割当てと同日になされたのは、単なる偶然に過ぎません。

また、当社が2021年8月30日に公表致しました本希望退職者の募集についても、新聞印刷市場が縮小する中において、従前から、「グループ全体の事業・人員の効率的配置」を掲げて経営合理化施策に取り組んできた一環として決定されたものであり、AIFらによる当社株式の買増しや、当社が同年8月6日に公表した本対応方針の導入及び同月30日に公表した本件無償割当て等とは全く関係ありません。実際に、本希望退職者の募集についても、AIFらが当社株式の買増しを開始した同年6月よりも前から検討及び準備を始めております。また、当社9月3日付けプレスリリースでも既にご説明致しておりますが、AIFらが繰り返し言及している「ティン・パラシュート」とは、買収防衛のために、経営権の異動をトリガーとして多額の退職金を支払うものですが、本希望退職者募集は当社の経営権の異動やAIFらが当社の発行

<sup>3</sup> 例えば、大塚章男「総会前に知っておきたいM&A防衛対策一覧」ビジネス法務2005年7月号41頁参照。

済株式の一定割合を取得することとは全く紐付けられておらず、「ティン・パラシュート」などといった評価はおよそ考えられません。AIFらが、本希望退職者募集をもって「ティン・パラシュート」ではないか等と繰り返し主張していることは、的外れの域を超えて、同様に、もはや悪質な情報操作であるとすらいわざるを得ません。なお、AIFらは、本希望退職者募集についても、それが本件無償割当てと同日（8月30日）に決定・公表された点をしきりと問題にしていますが、8月30日は当社の8月における定例取締役会の日であって、本希望退職者募集の決定が、本件無償割当てと同日になされたのは、本固定資産譲渡の決定の場合と同様、単なる偶然に過ぎません。

当社として改めて、AIFらに対して、このような当社の信用を毀損し、当社株主及び投資家をミスリードするような内容の開示を今後行うことがないよう、厳重に抗議致します。

以上